

富士宮市立上野中学校における「学校いじめ防止基本方針」

令和7年度版

1 いじめ問題に対する基本的な認識

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。また、大人社会のパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こります。したがって、いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題でもあります。

いじめから一人でも多くの生徒を救うためには、生徒を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑劣な行為である」「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめの問題に対処していくことが重要であると考えます。

2 いじめの防止に向けた基盤づくり

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題の克服のためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止といじめ問題への**早期発見・早期対応**・具体的かつ**計画的**な対応が重要であると考え、以下の取り組みを推進します。

(1) いじめについての共通理解を図ります

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から全教職員で共通理解を図ります。

4月 6月 8月 1月	<ul style="list-style-type: none">・学校いじめ防止基本方針を基に、いじめの対応に関する認識を全職員で共通理解する。・生徒の実態について、いじめ認知の現状を共通理解する。・校内でいじめの対応について事例をもとに研修する。
----------------------	--

- 良好な人間関係を築くために、全校集会や学年集会、学級活動及び道徳教育などで、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を高めます。

通年	<ul style="list-style-type: none">・全校集会や学年集会、ステップアップ集会等で例を挙げて話をする。・学級活動等で「人の気持ちを害する言動を行わない」ということを、例を挙げて徹底指導する。・道徳教育では全校共通テーマ「いじめ」を設定し、重点価値項目「思いやりの心、公正・公平」にそった内容を取り扱う。
----	--

(2) いじめが起きにくい集団をつくります

- 教職員は生徒理解を深め、生徒との信頼関係を基盤として、いじめが起きにくい集団をつくるように努めます。

4月 5月 6月 11月 12月	<ul style="list-style-type: none">・生徒会入会式で上野中憲法の趣旨を確認する。・学年行事で教職員と生徒、生徒同士の心の通い合う場を設定する。・教育相談を実施することで生徒との信頼関係を築く。・学校生活で生徒の活躍の場を増やし、その活動を意図的にほめて、自己肯定感を高めていく。・生徒指導だよりを月1回配布し、日常生活の生徒の良い言動を広め、友好的な人間関係を構築する。
------------------------------	---

- 生徒同士の望ましい人間関係を基盤とした温かな集団づくりに努め、いじめの発生を防ぐように努めます。

9月 10月 通年	<ul style="list-style-type: none"> ・人間関係づくりプログラムやエンカウンター等の実施により、互いの存在を認め合いながら、偏見や差別意識を無くす。 ・上陵祭体育の部・文化の部を通して、学級、学年、縦割りなど集団としての絆が深まる場を設定する。 ・委員会活動を中心にあいさつ運動を実施する。
-----------------	--

- 授業における規律等を大切にし、分かる授業、対話的な活動を通して他と関わる授業づくりを進めます。また、生徒が参加・活躍できる場を設定するなどの授業を工夫するよう努めます。

通年	<ul style="list-style-type: none"> ・ステップアップ集会を行い、授業の進め方を理解し、ルールやマナーをしっかりと確認する。 ・授業の規律が守られているかを評価する。(授業後・学校評価 アンケート) ・授業において、自己決定や自己表現ができる場を工夫して取り入れて、生徒一人一人の自己有用感を育み、高めていく。
----	--

(3) 生徒自らがいじめについて考える場や機会を設定します

- 意図的・計画的にいじめについて考える場や機会を設定し、生徒自らがいじめをなくそうとする態度や自治的な力を育みます。

5月 11月	<ul style="list-style-type: none"> ・学活でいじめとは何かを考える授業を設定する。(5月 行動宣言 11月振り返り) ・生徒集会、学年集会で、学活で話し合った内容を発表する。
-----------	--

- 道徳の時間では、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値について、生徒がじっくりと考えを深められるよう指導します。

通年	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の授業(思いやり、公平・公正の心)を実施する。 ・いじめに関連した道徳教材やニュースを扱う。(各学期1~2回 年間5回)
----	--

- 学級活動、生徒会活動などでは、日常生活との関連を図り、生徒が主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図ります。

通年	<ul style="list-style-type: none"> ・生活委員会と応援委員会が、常時活動としてあいさつ運動を実施する。
----	---

3 いじめへの対処に向けた取組

(1) 早期発見

- 日々、生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化に気付き、危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換及び情報共有に努めます。

通年	<ul style="list-style-type: none"> ・予定帳等から情報を収集する。 ・毎週の生徒指導部会で、生徒の実態を共有し必要に応じて対応にあたる。 ・教職員間で情報を共有する。(生徒指導部会でいじめ防止及び対策を行う。) ・生徒がSOSを発信しやすくなるように、心の健康観察アプリを活用している。
----	--

- 小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを早期に認知するよう努めます。

通年	・休み時間、昼休み等の生徒の様子を観察する。
----	------------------------

- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめを訴えやすい体制を整えます。その際、SOSを出す力を伸ばすよう指導に努めます。

6・11・2月 毎月1回	・各種アンケートの意義を丁寧に説明し、学校生活に対し安心感を持たせる。 ・いじめアンケート（市） ・学期ごとの教育相談アンケート ・毎月1回の生活アンケート（水曜アンケート） →各アンケートから実態を把握し、教育相談を実施する。
通年	・生徒がSOSを発信しやすくなるように、心の健康観察アプリを活用する。

- 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知するとともに、生徒及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整えます。

通年	・養護教諭、スクールカウンセラー、不登校対策支援員との連絡を密にする。 ・相談窓口等の情報を提供する。
----	--

(2) いじめへの対処

- いじめの兆候を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、教職員が一人で抱え込まずに情報を共有します。

適宜 迅速に	・必ず2人以上で対応できるようにする。（学年・全校体制） ・問題が発生した時には、担任や部活顧問、該当学年が窓口になる。 ・教職員間の情報共有。（生徒指導部会でいじめ対策について話し合う。） ・初期対応 → 生徒指導部会 → チームで対処する流れをつくる。 （週1回実施 <不登校・いじめ対策委員会>） * いじめ対策委員 生徒指導主事・教頭・教務・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー
-----------	---

- いじめの態様等に即し、対応チームを編成し、今後の対応方法について対応チームと確認します。

対応チームは以下で構成する いじめ対策委員・校長・生徒指導主事・該当生徒担任・該当生徒部活動顧問 ・スクールカウンセラー * 必要に応じて学校運営協議会委員、保護者・地域の代表や警察等関係機関と連携を図る

- 被害生徒、及び、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保します。

適宜 迅速に	・場所や時間帯を考慮して、周囲の生徒にわからない状況で話を聞く。他の生徒への言葉掛けも注意する。 ・情報提供者の秘密・安全を守る。
-----------	--

- いじめを行った生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、自ら過ちを反省し、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行います。

適宜 迅速に	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを行った生徒に寄り添い生育歴、家庭環境などまで把握し対処する。 ・本人の思いを受け止めながら、今後、自らの言葉で考えたことを言えるよう指導する。 ・必要に応じて、スクールカウンセラーを活用する。
-----------	---

4 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会の開催、学校・学年・学級だよりの発行、HP等を通し、いじめ防止対策や対応について広報します。

定期	<ul style="list-style-type: none"> ・学級だより、学年だよりで学年や学級の様子を保護者に伝える。 ・懇談会のテーマの一つとして設定する。 ・HPに、いじめ対応の概要を提示する。
----	--

- インターネットによるいじめ問題等、保護者に広く啓発し家庭での目配りを依頼します。

6月 7月 通年	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル講習を実施する。（長期休業前に実施） ・青少年健全育成集会で保護者に呼びかける。PTA総会等で保護者に呼びかける。 ・生徒指導だよりを発行し、生活アンケートの結果等生徒の生活の様子を情報提供していく。
----------------	--

- いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。

適宜 迅速に	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問等により事実を伝え、これからの生活についても本人共々話し合う場を設ける。
-----------	---

5 教育委員会や関係機関等との連携

- いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに教育委員会に報告し、その調査の仕方等対応を相談します。

- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、富士宮警察署と連携して対処します。また、生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに富士宮警察署に通報し、適切に援助を求めます。